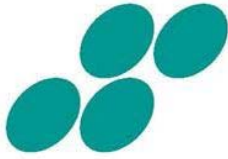




# 果樹共済

- **共済目的** うんしゅうみかん、指定かんきつ（はっさく、ぽんかん、ネーブルオレンジ、さんぼうかん、清見、セミノール、不知火）、もも、びわ、かき、うめ、すもも、キウイフルーツ
- **加入できる農家** 共済目的の種類等ごとに10畝（樹種によっては5畝）以上の果樹を栽培している農家（全相殺方式及び災害収入共済方式では、共同出荷資料から収穫量や生産金額等が確認できる農家が加入できる。）
- **共済事故** 風水害、ひょう害、干害、寒害、雪害、凍霜害、雨害湿潤害、その他の気象上の原因（地震・噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収（災害収入共済方式では果実の減収及び品質の低下を伴う生産金額の減少を含む。）
- **加入方式**
  - ▽ **半相殺減収総合方式**：果実の減収量が基準収穫量の3割を超えた場合に共済金を支払う仕組み
    - 一般方式・・・通常の共済責任期間の損害を補償
    - 短縮方式・・・短縮された共済責任期間のみの損害を補償
  - ▽ **半相殺特定危険方式**：特定の共済事故による果実の減収量が基準収穫量の2割を超えた場合に共済金を支払う仕組み
    - 減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式・・・  
一定基準以上の暴風雨、ひょう害又は凍霜害による損害を補償
  - ▽ **全相殺方式**：
    - 減収総合方式・・・果実の減収量が基準収穫量の2割を超えた場合に共済金を支払う仕組み
    - 品質方式・・・果実の減収及び品質の低下による減収量が基準収穫量の2割を超えた場合に共済金を支払う仕組み
  - ▽ **災害収入共済方式**：農家ごとに、果実の減収又は品質の低下があり、かつ生産金額が基準生産金額の8割に達しない場合に共済金を支払う仕組み



▽ **樹園地単位減収総合方式**：樹園地ごとに果実の減収量が基準収穫量の4割を超えた場合に共済金を支払う仕組み

一般方式・・・通常の共済責任期間の損害を補償

短縮方式・・・短縮された共済責任期間のみの損害を補償

▽ **樹園地単位特定危険方式**：樹園地ごとに特定の共済事故による果実の減収量が基準収穫量の3割を超えた場合に共済金を支払う仕組み

**減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式**・・・

一定基準以上の暴風雨、ひょう害又は凍霜害による損害を補償

(注) 樹園地単位方式の対象となる果樹は、落葉果樹である。

## ○ 共 済 金 額 (契約補償金額)

### ・ **半相殺方式及び全相殺方式**

$\text{標準収穫金額} \times 4 \text{割} \sim 6 \text{割} \leq \text{共済金額} \leq \text{標準収穫金額} \times 7 \text{割}$

[ 標準収穫金額 ] 標準収穫量×単位(kg)当たり価額

[ 標準収穫量 ]

その年の天候を平年並みとし、肥培管理なども平年並みに行われた時に得られる標準的な収穫量である。

### ・ **災害収入共済方式**

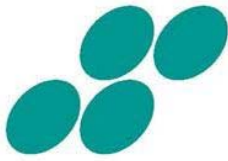
$\text{基準生産金額} \times 4 \text{割} \sim 6 \text{割} \leq \text{共済金額} \leq \text{基準生産金額} \times 8 \text{割}$

[ 基準生産金額 ]

農家ごとに、最近5か年の出荷実績を基礎に、樹齢構成等を参酌して定めたものです。

### ・ **樹園地単位方式**

$\text{標準収穫金額} \times 4 \text{割} \sim 5 \text{割} \leq \text{共済金額} \leq \text{標準収穫金額} \times 6 \text{割}$



○ **共 済 金** (支払金額)

・ 半相殺方式、全相殺方式及び樹園地単位方式

$$\text{共済金} = \text{共済金額} \times \text{支払割合}$$

[ 支払割合 ]

半相殺減収総合方式 :  $10/7 \times \text{損害割合} - 3/7$

半相殺特定危険方式 :  $5/4 \times \text{損害割合} - 1/4$

損害割合 = 被害樹園地の減収量の合計 / 樹園地ごとの基準収穫量の合計

被害樹園地の減収量 = 被害樹園地の基準収穫量 - 被害樹園地の実収穫量

全相殺方式 :  $5/4 \times \text{損害割合} - 1/4$

損害割合 = 減収量 / 基準収穫量

減収量 = 基準収穫量 - 実収穫量

樹園地単位減収総合方式 :  $5/3 \times \text{損害割合} - 2/3$

樹園地単位特定危険方式 :  $10/7 \times \text{損害割合} - 3/7$

損害割合 = 被害樹園地の減収量 / 被害樹園地の基準収穫量

被害樹園地の減収量 = 被害樹園地の基準収穫量 - 被害樹園地の実収穫量

・ 災害収入共済方式

$$\text{共済金} = (\text{共済限度額} - \text{生産金額}) \times \text{共済金額} / \text{共済限度額} \quad (\text{基準生産金額の8割})$$